

事業報告

第 17 期

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事業報告

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東地域をめぐる情勢の緊迫化を背景として原油価格の高騰や世界的なインフレによる物価上昇が進行しました。一方、新型コロナウイルス感染症の収束とともに、経済活動の正常化が進み、米国を中心に堅調な雇用を背景とした個人消費に支えられ、底堅い動きがみられました。

国内経済は、コロナ禍に伴う落ち込みから回復し、対面型サービスを中心に消費は緩やかに増加しており、景気を持ち直しが見られました。一方で、インフレによる国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、家計や企業の活動が大きな影響を受けました。

こうした経済情勢において、令和5年の東京港における外貿コンテナ貨物の取扱量は、408 万TEU(速報値)と前年比で 7.9%減少しました(輸出 7.5%減、輸入 8.2%減)。

このような事業環境の中、令和 2 年度を初年度とする第 5 期中期経営計画～港力(ミナトチカラ)の更なる飛躍に向けて～に基づき、東京港の都市型総合港湾としての発展を促進する取組を各事業において着実に実施しました。

外貿埠頭事業では、計画的な施設改修のほか、交通混雑の緩和に向けた取組として、東京港ストックヤードの運営等これまでの取組に加え、新・港湾情報システム『CONPAS』を活用したコンテナ搬出入予約制事業や GPS 端末を活用した「交通混雑の見える化」など、埠頭周辺の混雑対策に注力しました。更に令和5年度は、東京港の物流機能強化のため青海埠頭再編工事を計画的に進め、青海 3 号バースの栈橋を東京都へ売却し、青海公共コンテナ埠頭を拡張するなど、お客様から選ばれる港を目指した質の高いサービスの提供に努め、外貿埠頭の稼働率 100%を堅持しました。

内貿埠頭事業、建設発生土有効利用事業、環境保全事業では、事業を着実に実施するとともに、お客様のニーズを捉えたサービスを提供しました。

クルーズターミナルや海上公園等の指定管理者関連事業では、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行されたことにより経済活動が活発化し、クルーズ客船の寄港数や海上公園等の利用者数が回復してまいりました。

このような状況の中、お客様の視点に立った質の高い利用者サービスの提供や各種イベントによる賑わい創出、大都市東京の「顔」にふさわしい水辺空間の提供等、蓄積されたノウハウを活かした管理運営を行ってまいりました。

① 外貿埠頭事業

外貿埠頭事業では、建設事業として大井埠頭第5、第7バースコンテナクレーン更新工事等を実施しました。また、大井・青海・中央防波堤外側コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭、品川・青海公共コンテナ埠頭及び密接関連事業を含めた外貿埠頭の管理によるスケールメリットを活かし、お客様の視点に立ったサービスと管理運営に取り組みました。これにより営業収益は12,004百万円、一方、営業費用は管理費及び一般管理費として2,798百万円、維持修繕費は1,446百万円、減価償却費は5,940百万円となりました。

総収益は、13,247百万円となり、総費用は、10,401百万円となりました。

② 内貿埠頭事業

内貿埠頭事業では、建設事業としてシャーシー蔵置場上屋改築工事・舗装工事等を実施しました。フェリーターミナルビル等の運営事業として、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャーシープール等関連施設の賃貸・管理を実施しました。貸付料収入など総収益は415百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など総費用は395百万円となりました。

③ 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、東京都内の公共事業から発生した建設発生土を受け入れ、新海面処分場及び中央防波堤外側処分場等の基盤整備の材料として有効利用を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施しました。また、水底土砂有効利用事業として、東京港の浚渫土砂を千葉沖の深掘部への環境改善事業として有効利用しました。

これらの事業により総収益は1,933百万円となりました。一方、総費用は、工事費、管理経費と合わせて1,905百万円となりました。

④ 環境保全事業

環境保全事業では、清掃船による港内清掃事業を実施し、東京港内の汚染防止に取り組みました。また、羽田空港周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全し、羽田沖浅場維持管理を実施しました。総収益は228百万円となりました。一方、総費用は、清掃船舶の運航経費や羽田沖浅場の維持管理事業等を含め181百万円となりました。

⑤ 指定管理者関連事業

指定管理者関連事業では、海上公園、客船施設等の維持管理及び船舶への給水事業等を実施しました。総収益は3,954百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など総費用は3,602百万円となりました。

以上、各事業の営業収益から事業間における内部取引を消去した営業収益合計は、18,324百万円となり、営業費用、販売費及び一般管理費16,239百万円を減じた営業利益は2,084百万円となりました。

営業利益に受取利息等を含む営業外収益253百万円を加算し、支払利息等を含む

営業外費用55百万円を減じた経常利益は2,283百万円となりました。

さらに、固定資産処分益等の特別利益1,172百万円を加算し、その他の特別損失161百万円を減算した税引前当期純利益は3,293百万円となりました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は2,277百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

東京港が首都圏4千万人の生活を支える物流基地として発展するだけでなく、港湾機能と都市機能が有機的に結合した魅力ある「都市型総合港湾・東京港」として持続的に発展・飛躍していくためには、港湾管理者等と協力して、増大する取扱い貨物に適切に対応していくとともに、物流におけるDXの推進や港湾施設における脱炭素化(CNP/カーボンニュートラルポートへの取組)等の新たな課題にも対応しながら、効率的かつ安定的な質の高いサービス実現に向けた取組が必要です。

また、海上公園等の指定管理施設においては、来訪するお客様が港の景観や水・緑に親しみながら快適に憩うことができる都市空間として東京港が更に発展・成熟するよう、利用者サービスを向上させる様々な取組を進めていくことが必要です。

そのために、当社は、令和2年度から令和4年度までを計画期間とした第5期中期経営計画～港力(ミナトヂカラ)の更なる飛躍に向けて～を令和5年12月に策定された東京都の第9次改訂港湾計画に合わせ計画期間を1年延長し、令和5年度までとして、着実に取り組んでまいりました。

なお、令和6年3月に、令和6年度から今後10年間を見据えた経営ビジョン「CONNECT TO THE FUTURE」、そしてその前半5年間に取り組む経営戦略(第6期中期経営計画)を策定しました。

DXを活用した最先端ターミナル実現などふ頭機能強化のための取組として、中央防波堤外側コンテナターミナルY3の整備や既存埠頭再編の推進、交通混雑の見える化及び予約制等のDXを深化・拡大し交通混雑の緩和を図ってまいります。

多様性あふれる快適な臨海部へ進化につなぐ取組として、海上公園等の利用者サービスの向上や一層の賑わい創出、クルーズ客船の多様な寄港ニーズに対応したターミナル運営の実施、船舶給水施設及び客船ターミナルにおける利用者等の利便性向上及び事業の認知度向上に取り組んでまいります。

また、カーボンニュートラルポートの実現に向けた取組として、コンテナ埠頭や海上公園等での脱炭素化の取組の着実な実施、環境負荷低減や交通混雑緩和に向けたモーダルシフトを推進してまいります。

さらに、大規模災害等のリスクを想定した訓練の実施やDXの活用を視野に入れた災害への備えの充実、強固な情報セキュリティ体制を確保してまいります。

そして、社員全員のコンプライアンス向上に向けた取組の充実による社会から信頼される組織づくりや東京港の将来を担う人財の確保・育成に取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	施工箇所	内容	実施額
法律に基づく事業	大井コンテナ埠頭	コンテナクレーン更新工事	760
その他事業	青海コンテナ埠頭、 フェリー埠頭等	ヤード改修、電気設備工事、 上屋改修等	2,973
合計			3,733

注) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金、港湾管理者無利子借入金、特別転貸債借入金、自主財源で構成され、資金調達額については、次の表のとおりとなっております。下記以外は、自主財源を当てております。

国庫金転貸無利子借入金	228,000 千円
港湾管理者無利子借入金	228,000 千円
特別転貸債借入金	152,000 千円
合計	608,000 千円

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (当事業年度)
営業収益	百万円	18,032	18,333	18,324
経常利益	百万円	1,309	2,253	2,283
当期純利益又は 当期純損失(△)	百万円	855	1,540	2,277
一株当たり当期純利益又は 一株当たり当期純損失(△)	円	1,594	2,869	4,243
総資産	百万円	97,981	97,828	97,566
純資産	百万円	62,138	63,678	65,956

(5) 主要な事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目4番24号
臨港サービス事務所	東京都品川区八潮一丁目1番3号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目8番6号
公園センター	東京都品川区東八潮一丁目2番

(6) 事業内容

- ① 外貨埠頭事業
- ② 内貨埠頭事業
- ③ 建設発生土有効利用事業
- ④ 環境保全事業
- ⑤ 指定管理者関連事業

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
190人	4人	47.4歳	16.3年

注) 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海ホールディングス	12,000百万円	グループ会社の経営管理	東京臨海熱供給株式会社 株式会社ゆりかもめ 株式会社東京テレポートセンター 株式会社東京ビッグサイト

② 親会社との間の取引に関する事項

ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社を統括会社としたグループファイナンスを通じて、資金運用を行っております。預入に当たっては、当該取引の必要性及び金利、その他取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。また半期ごとに統括会社より報告を受け、資金運用状況について確認しております。

イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、預入資金や受取利息等の運用状況について把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、当該取引についてその適正性、妥当性の判断をしております。

ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

- ③ 子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借入先	借入金残高
国土交通省	940,527 千円
東京都	25,138,879 千円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 536,754株
普通株式 480,200株
甲種類株式 56,554株

- (2) 株主数 2名

(3) 株主の状況

株主名	持株総数	うち普通株式	うち甲種類株式
東京都	296,654株	240,100株	56,554株
株式会社東京臨海ホールディングス	240,100株	240,100株	

- (4) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

役職名	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	服部 浩	株式会社東京臨海ホールディングス取締役(非常勤)
常務取締役	大久保 哲也	
常務取締役	原 浩	八丈島空港ターミナルビル株式会社 代表取締役社長(非常勤)
取締役(非常勤)	桜田 治	(株式会社商船三井 常務執行役員)
取締役(非常勤)	黒田 晃敏	(一般社団法人日本港運協会理事長)
取締役(非常勤)	松川 桂子	(東京都港湾局長)
監査役	三浦 知	(東京都港湾局港湾振興担当部長)

注) 1 当期中の取締役の異動は、次のとおりです。

① 就任取締役

令和5年4月27日 松川 桂子

② 就任監査役

令和5年4月27日 三浦 知

2 監査役三浦知氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	桜田 治	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
取締役	松川 桂子	当事業年度開催の取締役会に関して、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監査役	三浦 知	当事業年度開催の取締役会に関して、主に業務執行を監査する観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額
株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	3人	44,040 千円	株主総会承認限度額 50,000 千円
合計	3人	44,040 千円	

注) 期末現在の人員は、取締役6名、監査役1名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

- ① 取締役については、無報酬の非常勤取締役3名が存在していること。
- ② 監査役については、無報酬であること。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬 10,330 千円
非監査業務に基づく報酬 - 千円

6 業務の適正を確保するための体制等

当社では、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款へ適合すること、また、職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保するための体制を次のとおり整備しております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理及び親会社への報告に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び別に定める文書管理基準表に基づき適切に保存し、管理しております。
- ② 取締役の職務の執行については、「子会社管理規程」及びこれに基づき締結する子会社の業務運営に関する協定により、親会社への協議又は報告を行っております。

[運用状況の概況]

- ア) 「文書管理規程」及び別に定める文書管理基準表に基づき、決定文書等を適切に保存し、管理しております。
- イ) 「子会社管理規程」及びこれに基づき締結する子会社の業務運営に関する協定により、親会社への協議又は報告を遅滞なく行っております。

(2) 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

不測の災害等当社の企業価値を大幅に低下させるおそれのある重大な事態が発生した場合、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるとともに、直ちに親会社に報告し、連携して対応するものとしております。

〔運用状況の概況〕

災害時における事業継続計画(BCP)、大規模地震発生時対応マニュアルを配備し、不測の事態に備えるとともに、有事を想定した大規模地震発生時初動対応訓練等を通じて得た知見や課題をマニュアルに反映させるなど危機管理能力の向上にも努めております。

また、親会社とは災害時を想定した防災無線訓練を定期的実施するなど連携強化も図っております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務を執行するに当たって必要な指揮系統・決裁等の体制については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。

〔運用状況の概況〕

取締役の職務執行にあたっては、「組織規程」及び「事案決定規程」に基づき適正に対応しております。また、年2回開催の「中期経営計画推進委員会」を通じて効率的な職務の執行が行える体制を確保しております。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守するものとしております。
- ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、常務取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止しております。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに適切な処置をとるとともに当社及び親会社の取締役会及び監査役に報告します。
- ④ 法令遵守上、疑義ある行為の早期発見、是正を図るため、「内部通報に関する規程」を追記し、運用しております。

〔運用状況の概況〕

ア) 「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査を適切に実施しております。

イ) コンプライアンス意識の維持・向上を図るため、取締役及び全社員にコンプライアンス研修を実施しております。

ウ) 「内部通報に関する規程」が適切に運用できるよう、上記研修を通じ、全社員に周知しております。

エ) 内部通報の外部通報窓口を設置し、非行防止並びにコンプライアンス推進体制を強化しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命します。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、また、監査役は、監査役補助者に対する取締役からの指揮命令が自らの職務を執行する妨げになると認めた場合、取締役に対して、その指揮命令を変更又は撤回するよう、求めることができるものとしております。

- ③ 監査役補助者に対して評価を行う場合は、監査役と協議を行わなければならないものとしております。また、監査役補助者に対して異動又は懲戒処分を行う場合は、事前に監査役の承認を得なければならないものとしております。

〔運用状況の概況〕

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の命令を受けておらず、取締役からの独立性を確保しております。

- (6) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社の業務の適正を確保するために必要な重要事項について、当社の監査役に対して速やかに報告するものとしております。
- ② 当社の取締役及び使用人は、親会社の監査役から当社の業務の適正を確保するために必要な重要事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行うものとしております。
- ③ 当社の監査役は、前①及び②の報告の適正を確保するため、当社の取締役、会計監査人又は親会社の取締役、会計監査人及び監査役と必要に応じて意見交換を行っております。

〔運用状況の概況〕

ア) 当社の取締役は、監査役の出席する取締役会等重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

イ) 当社の取締役及び使用人は、その他の重要な事項について、随時監査役に報告を行っております。

ウ) 親会社の取締役のうち一人以上の者は、当社の取締役を務めています。

エ) 会計監査人は、必要に応じて、監査役との意見交換を行っております。

- (7) 前(6)の①及び②の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前(6)の①及び②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、異動、評価及び懲戒処分等の不利な取り扱いをしないものとしております。

〔運用状況の概況〕

当該報告をしたことを理由として、異動、評価及び懲戒処分等の不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を全社員に周知しております。

- (8) 監査役の役職の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当社に対して、当該職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した場合、取締役は当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを認めた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとしております。

〔運用状況の概況〕

監査役の請求に応じて、会社法の定めに基づき適切に対応するものとしております。